

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年10月12日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年10月12日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

総務部長	荒 木 重 臣		
(総務課)			
課長	山 本 昭 彦	課長補佐	中 村 元 則
主 事	市 川 雄 也		

本日の委員会に付した案件

議会の委任による専決処分について

開 会 9時28分

閉 会 12時16分

**○委員長（喜々津英世委員）**

皆さんおはようございます。定刻前でありませけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会をいたします。

開会にあたりまして、議長もお見えですので、御挨拶をお願いします。

**○議長（内村博法議員）**

皆さんおはようございます。今日は専決処分の調査研究ということで、議会運営委員会を開催しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

ありがとうございました。それでは事件番号1の議会の委任による専決処分について、これから協議をお願いをしたいと思っております。これは御案内のとおり交通事故等の損害賠償責任、こういったものに伴う問題でありますけれども、実はこの「町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例」の見直しについては、28年7月頃、当時の事務局長が議長にこういったことで見直しが必要ではないですかということで進言した経緯があります。またその後、今年3月の議会運営委員会で当時の安藤委員から、この問題について提案がなされまして、次期議会運営委員会にて協議をするということを決めておったという経緯もございます。

そこで本日は、前もお諮りしておりましたけれども、荒木総務部長、他関係職員の皆さんにおいでいただいて、県下の状況等について勉強した上で、協議を進めてまいりたいということで来ていただいておりますので、これから説明をさせていただきます。

その前に、富永課長から一言説明を申し上げます。

富永課長。

**○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）**

おはようございます。今回の専決処分の話につきましては、今、委員長の方からお話があった経緯のとおりでございますけれども、事務局といたしましても総務課の方と内容の確認等々を行ってまいりました。その中で現行条例、現行の状態でちょっと不備があるぞという内容がわかりましたので、まずはそれについての条例改正が必要だろうということで考えております。一応、総務の法制の方の立場で現行の条例の不備な部分、その辺りをまず説明をいただいて、皆さんに確認をしていただいて、それを踏まえた上で専決処分、先程出ました損害賠償等々の話に持っていければなということで考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、事務局からありましたように、現行条例で不備な部分についてのまず説明をしていただくということで、よろしくお願いたします。

中村課長補佐。

**○課長補佐（中村元則君）**

皆さんおはようございます。座ったまま説明させていただきます。まず資料1をご覧

ください。現行の専決条例を見ながら説明させていただきます。

昭和38年の地方自治法改正により財務制度の全般的改正がなされ、議会の議決事項の合理化が図られました。予算も歳入歳出のみだったものが、債務負担行為、地方債、一時借入金や流用などを包括して予算とされました。これらの項目につきまして改正がなされていない箇所が見られます。

まず条例の1行目から説明いたします。「地方自治法第180条の規定により」につきまして、地方自治法第180条第1項が議会権限のうち軽易な事項が委任可能であるとされており、第2項により専決処分後は議会への報告を要することとなります。ですので「第180条」から「180条第1項」への改正が必要となります。

それでは1号の方をご覧ください。「町債額を変更しない範囲で起債及び償還方法を変更すること」昭和38年の地方自治法改正に伴い現行の制度では想定されない事項となっています。そのため第1号は削除することとなります。これは地方債が予算化されたことに伴うものです。

続きまして第2号です。「予算内の支出をするため一時の借入をすること」こちらも昭和38年の地方自治法改正に伴い現行の制度では想定されない事項となりましたので、こちらも削除することとなります。これは一時借入金予算化されたためです。

続きまして第3号、「予算内に定めた同一款内において予算を流用すること」こちらにつきましても、昭和38年の地方自治法改正に伴い現行の制度では想定されない事項となったため削除となります。これは流用が予算化されたことに伴うものです。

それから4号、「非常の災害に因る応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のために必要な経費の予算外町費支出を為すこと」こちらは2つの方法が考えられます。まず1つ目、地方自治法第179条、緊急専決処分の方で対応可能であるため削除する方法が1つ。それから2つ目として災害発生時の緊急予算、時津町にも同様の規定がありますけれども、このような規定として改正する方法です。ただし2番につきましては、通常の予算議案として計上できる場合も専決処分とする必要があります。

続きまして第5号です。「歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、新たに30,000円以下の義務を負担し、又は権利の放棄を為すこと」こちらも2つの方法が考えられます。まず1番は削除です。昭和38年の地方自治法改正に伴い、予算外の義務負担は議決事項でしたが、これを債務負担行為とし予算事項としています。基本的には1号からの分と同様に削除ではないかと思っておりましたが、2番の改正の方なんですけども、地方自治法第96条の議決事件に義務と権利の放棄の記載があります。こちらの条文を生かす場合は、地方自治法の規定に沿った形で改正が必要となります。

地方自治法96条第1項第10号「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」、それから13号におきまして、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」とあります。こちらの5号なんですけど、見方によっては損害賠償の規定のように見えますが、昭和25年制定当時に

その趣旨で策定されたとは思いがたいですので、判断を迷わないためにもこの条文を生かす場合は改正が必要と思われまます。

続きまして第6号、「法第96条第1項第5号または第7号の規定に基づいて議決された契約金額の3,000,000円以内の額の増減をすること」これは現行のとおりです。この規定は昭和63年4月1日から追加されたものです。金額につきましては昭和63年からですので約30年間改正されておられません。

それから第7号、「法第7条の規定による廃置分合に基づく長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減とこれに伴う規約の変更に関すること」、こちら現行のとおり生かしたいと思ひます。この規定は平成15年10月1日から追加されたものです。

それから第8号、「法第7条の規定による廃置分合に基づく長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減とこれに伴う規約の変更に関すること」、こちらの方は平成16年1月6日から追加されたものです。平成18年、平成の大合併により長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合が解散され、第7号の長崎縣市町村総合事務組合に統合されたため、こちらの規定につきましても削除することとなります。改正歴を追っていきまして1番最後の改正、平成19年になりますけれども、本則中「ただし、議会の開会中は、議会の議決を経るものとする」を削っていますので、専決処分しかできないということになります。現行条例の説明となりましたが、町といたしましても、先般の損害賠償の上程漏れなどがございましたので、近隣の市町などを御参照いただき、改定できる部分を御検討いただければと存じます。

資料2につきましては、地方自治法の逐条解説と県内の市町の専決条例を記載しております。1番最後に前回もお配りしたと思うんですけども、県内市町の専決事項を取りまとめた一覧表をつけております。簡単ではございますが、説明は以上となります。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたけれども、まず委員長として最初にお尋ねをしたいんですが、ほとんど削除と今言われたけども、これは昨年の7月ぐらいに改正が必要というときには、この問題も初めから分かっただけでしょう。そこら辺はどうなんですか。

中村課長補佐。

#### ○課長補佐（中村元則君）

今回、うちの条例がほとんど現行法令に合っていないと分かったのが、他市町村と並べてみて、うちの町のみだけ合わない部分がかかなりありまして、これを突き詰めていって、地方自治法の改正歴をずっと追っていくと、この昭和38年の地方自治法改正の改正ができてないということが分かりまして、今回8号のうち4号がそぐわないですね。2号についても現行と合わない。削除または改正が必要ですね。現行で活かしているのが、平成に入ってから追加した分の2号のみという事態が分かりました。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

そうすると、基本的にはこれは議会が条例改正の提案権があるということで、議会事務局にそこら辺まで全部、要するに上位法の改正とか、そういったものを都度、見直しをするということを押しつけるのはどうかなと思って。お互いに総務と議会事務局の連携がとれれば、別にこういうことは無かったんじゃないかなと思うんで、そこら辺はどうですか。

荒木部長。

**○総務部長（荒木重臣君）**

私も事務局にちょっとおりましたので、最後の2つの改正には関わったんですけど、その前の分を見直す、見るということはしませんでした。当然、予算関係で合ってるものだろうと思ってですね、その時にやっぱり総務とそこまで話をして、法制の担当としとけばこういう問題は起きなかったかなとは思っております。これからもやっぱり総務の法制担当と事務局と話をしながら進めていければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村課長補佐。

**○課長補佐（中村元則君）**

今回の資料作成にあたって、1号からの内容につきましては、うちの方も財政課の方に確認しまして、この条文が専決事項としてあてはまらないというのを再度確認させていただきました。新たに改正する分の情報は来るんですけど、以前の分につきましては、さかのぼって調べるしかないですので、今後、このような改正漏れがないように、うちの方としても、逐次、情報提供等をしていきたいと思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

それでは、皆さん方から何か質疑があれば出していただきたいと思っております。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

基本的なところでお伺いします。法の条例の解釈の方法ですね。ちょっと条文だけ見ると、どういうふうにするのかなっていう部分が、ちょっとあるのが非常の災害にかかる4号ですね、大体この説明を見ると分かるんですけども、この条文が必要な場合の具体的な例をちょっと挙げていただきたいのと。あと5号ですね、これも義務の負担をし、又権利の放棄をなすことということで削除するか、改正するかというところなんです、これも具体的な権利の放棄、義務の負担というのはどういう場合に出てくるのか、ちょっとこの法の解釈の方法をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村課長補佐。

**○課長補佐（中村元則君）**

本町の専決条例が昭和25年に策定されておまして、改正もされておられません。ですので、基本的にはこれが昭和25年当時の専決条例となります。現行ですね、地方自

治法第179条に緊急専決処分として議会を開く暇がないということでの専決が認められておりますので、非常の災害による場合等、例えば熊本の震災とかそういう場合に、早期に対応する方法としては179条もありますし、専決処分として認めていただければ、その分で早期の対応はできると思うんですけども、例えば通常の議会開会中とかに発生した場合も議案として上程するのではなく、専決処分として議会に報告するという形になりますので、ここは余り見られない、時津町ぐらいしか見られない条項となっております。この第4号につきましてはですね。どちらを生かすかという、どちらの専決処分とするかということになってくると思いますので、これも近隣の条項を見ながらちょっと精査していきたいと思っております。

それから第5号なんですけども、こちらも今、このような条項の定義の仕方をしているのが本町ぐらいしかないんですよ。その他の町を見ますと、やっぱり損害賠償であれば損害賠償として謳っていますし、分かりやすく明記をされておりまして、この本町の立て方でいきますと、3万円以下の義務を負担し、または権利の放棄をなすとありますので、3万円以下の例えば町の所有物を誤って破損とかした場合には、これを放棄するというふうに見れるんですけども、実際このような事態が今までありませんでしたし、このような専決処分をしたことがないと思われまして、これにつきましては、新たに例えば損害賠償なら損害賠償の条項を立てていって、分かりやすく改正していくのが1番よいと思われまして。

○委員長（喜々津英世委員）

他に、この資料1で何かありましたらどうぞ。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

長与町の「町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例」というのはあるわけですね。だから、この分を変えるのと、それから議会の委任による変える部分、2つあると思うんですよ。この資料はどちらを想定してるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

今回の資料につきましては、議会の委任に基づく専決処分ですね、地方自治法第180条の規定に基づいて、議会の権限に属する軽易な事項で特に指定したものとして議会の権限を町長に委任する事項という形の資料となります。

○委員長（喜々津英世委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

全てこの資料の分は、そういうことで考えておられるんですかね。確認なんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

本則に謳ってありますとおり、「地方自治法第180条の規定により」とありますので、議会の権限に属する軽易な事項で特に指定していただくものとなります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いずれにしても大幅な見直し、削除の問題ありましたけれども、逆にまた、損害賠償とか、そういった部分で追加する部分もあると思います。大幅な見直しをしなければならないということについては、皆さん御理解いただけたと思います。

それでは資料2、それからA3の専決事項の県内の取りまとめ、こちらの方に入っていきたいと思いますが、まず、資料2の2ページを開いていただきたいと思いません。表紙に④で県内市町の任意委任的専決条例（議決）ということで、長崎市から佐々町まで載っております。これを全て読むということはもう止めたいと思いますが、事務方として、例えばこの部分については参考になるんじゃないかなというのがあれば、まずそちらを中心に説明をしていただければ、それから我々の意見をいろいろつけ加えていくという方法もあるんじゃないかなと思いますけど。皆さんどうですか。参考にしやすいところを説明してもらおう。行政側にとって都合のいいことという意味じゃないんですので、皆さん方が読み解いた上で、ここは参考になるよというのがあれば説明をお願いしたいと思います。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

あくまでも議会の権限に属する部分を移管する分になりますので、これにつきましては、議会の方、議員の方々の判断に委ねる部分が多々ありまして、ただ、うちの方として、やはり参考というか、どうしても隣町を見てしまうところがありまして、時津町を中心に比較することが多々あります。

○委員長（喜々津英世委員）

今、確かに私も言いましたけれども、それぞれ市町の名前が出ているので、これから休憩をして、それぞれ議論を深めていきたいと思いません。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。荒木部長、他職員の皆さん御苦勞さまでした。場内の時計で10時55分まで休憩をいたします。

（休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

皆さんにおつなぎをしときます。西岡議員が体調がすぐれないということで、早退の



申し出がありましたので、認めましたので報告をさせていただきます。

それでは、まず先程総務の方から説明をいただきました。この資料1の削除部分が4つ、削除か改正かというのもありましたけれども、削除についてはもう削除をするということ的前提に話を進めていきたいと思っております。

4、5については、もう今、決めますか。2ページの8号も削除。単独削除となった分については、もうそのまま削除をさせていただく。あと削除と改正の方法があるのが4号と5号、これについては、今後条文を作っていく段階で決定をしていきたいと。

今、お手元にA3の広い紙でそれぞれ各市町のありました。これで少し詰めていきたいと思いますけれども。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

この4については、災害発生時の緊急予算というような場合にして改正をするか、上の場合は自治法上削除するというようなことなんですけども、現在のこの表、この表を見ると、災害の場合は時津はありますよね。うちのところにも災害復旧予算等というのがありますね。だから削除してしまうといえ、今うちがあるのを削除するような形になるので、これはどんな形で見ればいいんですか。どう見たらいいんですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

ちょっと待ってくださいね。先程私が言ったのは、この削除か、改正かという部分については削除をしないで、今後、条文を検討していく中で、これをどうするかと。時津の場合は、大きく1から5まで、5項までありますけれども、第2項で災害発生時の緊急予算というものについては、ここで明記をしてあるわけですね。だからこういうふうな方向にするのか、また、変わった方向にするのか、それを検討すると。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

長与の欄を見ると、予算の補正のところに同じように、時津とはちょっと表現違いますが赤字で書いてありますね。これは現在入っておるという理解でいいんですか。であれば時津と一緒になんですよ。だから検討の余地なんて無いわけですよ。と思ったもんだから。

**○委員長（喜々津英世委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を開きます。

他にありませんか。それでは、まず、1番左の損害賠償ですけれども、例えば先程参考にしました時津町の場合は各保険金額の最高限度額を軽易な事項として指定をします。これは一般的事項、それから交通事故、職員の過失免除というものについては、何も規

定がありません。ここら辺について皆さんの意見をお聞かせください。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

私は、損害賠償に関しては、長崎市のが1番理想的じゃないのかなと思ってます。限度額が交通事故では最高額の限度額として、また、先程私、職員の過失免除のところ、平戸市の例を挙げてちょっと先程執行部側に問うたんですけども、そこも職員の過失免除として幾らか、3万なり5万なり上げるべきではないかなというふうに思ってます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、安部委員から職員の過失は採るべきではないかと、職員の過失免除というので、佐世保、大村、平戸、松浦がそれぞれ額を決めております。これについて皆さん方はどういうふうに思われるか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

いろいろ御意見をいただいた点を加味しながら、事務局、総務、担当と十分話をしながら、一応叩き台を作って、また次回提案をしたいと思います。

次に、次回の議会運営委員会ですが、私とすれば大体月最低でも2回ぐらいのペースで、それぞれ政治倫理条例とか、その他諸々あります。次回いつぐらいがいいのか。お諮りをしたいと思います。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

一定の素案がまとまったら12月議会に提案を目指していくのか、そのあたりを基本的なものを定めて、そして、さかのぼって、どういう審議をしていくのかということをするべきであるんですが、12月に上げる予定なんですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

基本的には、これはもう去年からの積み残し事項でもあるし、できれば12月定例会に条例改正案として提示をしたいなど。幸いサンプルも参考資料としてたくさんいただいておりますので、長与バージョンをよりよいものにしたいなどという。12月定例会という考えであります。当然、その前に全員協議会とかいろんな手続きを踏まなければなりませんけれども、そういう考えであります。

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

今、副委員長もおっしゃっていたようでございますけども、今度10月25日に報酬特別委員会がございますので、終わった後か、午後からなら午後からというふうに決めておいたらいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、山口議員の方から10月25日9時30分から議員報酬に係る調査特別委員会があります。それは基本的に報告書の内容がこれでいいかということのを既に昨日差し上げておりましたから、そこを詰めて12月の定例会で報告をするというスケジュールですので、できればその終了後ということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では10月25日、報酬に係る調査特別委員会の終了後ということで、させていただきますと思います。

それから議長、9月の定例会中に広報広聴常任正副委員長と議長と私とで話をして、フェイスブックの充実について文書をいただいたですよね。あれについて、この前、聞いたところでは、まだ議運には諮問をしとらんということで聞いたんですが、事務局でできればそれに間に合うようにさせていただきます。フェイスブックの充実についてということで広報広聴から出ておりましたので、それはまた今度させていただきます。

それともう1つは、議運としての調査、これが前回、熊本に7月下旬行かせていただきました。予算的にはまだありますし、できれば1泊2日ぐらいで、事務局には議会改革の進んだ所、もう名前言いますけれども小値賀町、あそこが早稲田大学のマニフェスト研究会が出した議会改革の2016ランキングで百三十何位から61位ぐらいにランクアップして、諫早が逆に下がっており、長与町が県内では3位で二百何位やったかな。そういうところもありますし、あそこは通年議会とかいろんな議会改革をやっております。小さい町ですけれども参考になる点があるんじゃないかなあと思ったりところが、郡の正副議長会の研修がちょうどそこに行くという話だったものですから、議長会の会長が内村議長で、一緒にさせてもらえばと思っておったんですが、これは相手が、時津があることですので、どうなるか分かりませんが、具体的に小値賀というのを出しましたけれども、そこら辺について今年度はそのまま終わろうやとするのか。議会改革のためにも、もう1か所どっか視察に行こうとするのか。最後にちょっと12時過ぎましたけれども、皆さん方の意見を頂戴したいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日は、これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時16分）

委員長